

# 浄化槽の適切な維持管理

浄化槽は、し尿や生活雑排水を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設です。  
浄化槽の働きを十分に発揮するためには、維持管理を行うことが大切です。

## 適切な維持管理をするために 浄化槽法による **3つの義務**を守りましょう

### 1 保守点検

浄化槽の正常な働きを保つため、数か月ごとにブロワなどの運転状況、汚泥のたまり具合、配管・ろ材の目詰まりなどのチェック、消毒剤の補充などを行います。

- 4ヶ月に1回以上(処理方式、使用状況により異なります。)
- 県・新潟市に登録している保守点検業者に委託してください。
- 点検後「保守点検の記録票」を渡されます。3年間保管しましょう。



### 2 清掃

浄化槽に流れ込んだ汚水は、槽内でスカムや汚泥となり生じた汚泥等の引き出し、洗浄、清掃を行います。浄化槽の機能を正常に維持するために必要な作業です。

- 毎年1回以上
- 市町村の許可を受けた、浄化槽清掃業者に依頼して、確実に実施してください。
- 清掃後「清掃の記録票」を渡されます。3年間保管しましょう。



### 3 法定検査

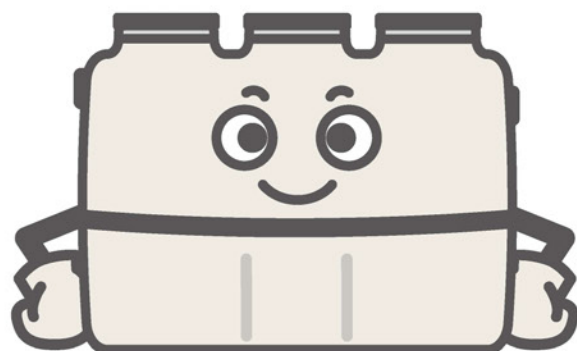
保守点検や清掃を行ったうえで、浄化槽から放流される水質が、川や海などの水質保全上支障がないものであるかを確認するための検査です。

- 毎年1回
- 県が認めた講習会を受講した採水員がお伺いいたします。(20人槽以下)

◎法定検査手数料(11条検査): 5人～20人槽 4,100円

【浄化槽法による3つの義務の実施状況】

☐ 保守点検    ☐ 清掃    ☐ 法定検査



# 浄化槽の正しい使い方

浄化槽の働きを十分に発揮するためには、「保守点検」、「清掃」、「法定検査」も重要ですが、日頃から正しい使用をすることが大切です。

## トイレでは

- 洗浄水は十分な量を流す。
- トイレットペーパー以外の異物を流さない。



## 台所では

- 野菜くずや使った油は流さない。



## 洗濯では

- 洗濯洗剤、漂白剤は適量をはかって使う。



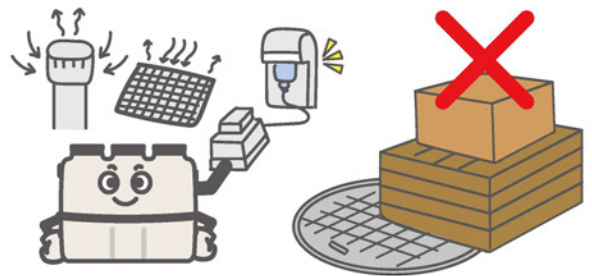
## トイレや風呂場の掃除では

- 便器の清掃は塩酸等の薬品を使用しない。
- 風呂場の掃除はカビ取り剤をできるだけ使用しない。



## 浄化槽では

- ブロワの電源は絶対に切らない。
- ブロワの空気取り入れ口はふさがない。
- マンホールの上にはものを置かない。



ご相談は保守点検・清掃事業者又は、指定検査機関等へご連絡ください。

(保守点検・清掃の事業者名、連絡先)

(指定検査機関連絡先)